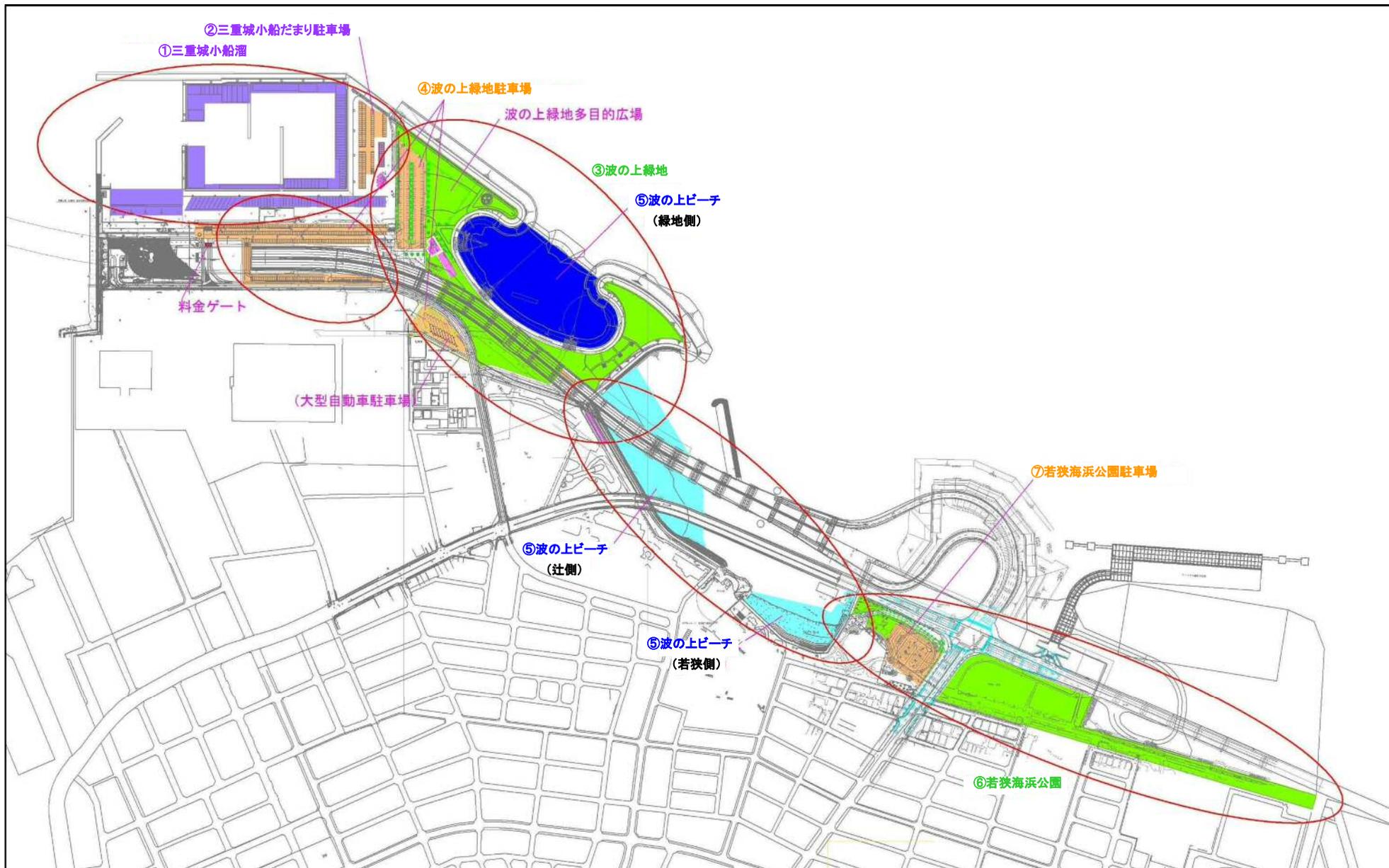


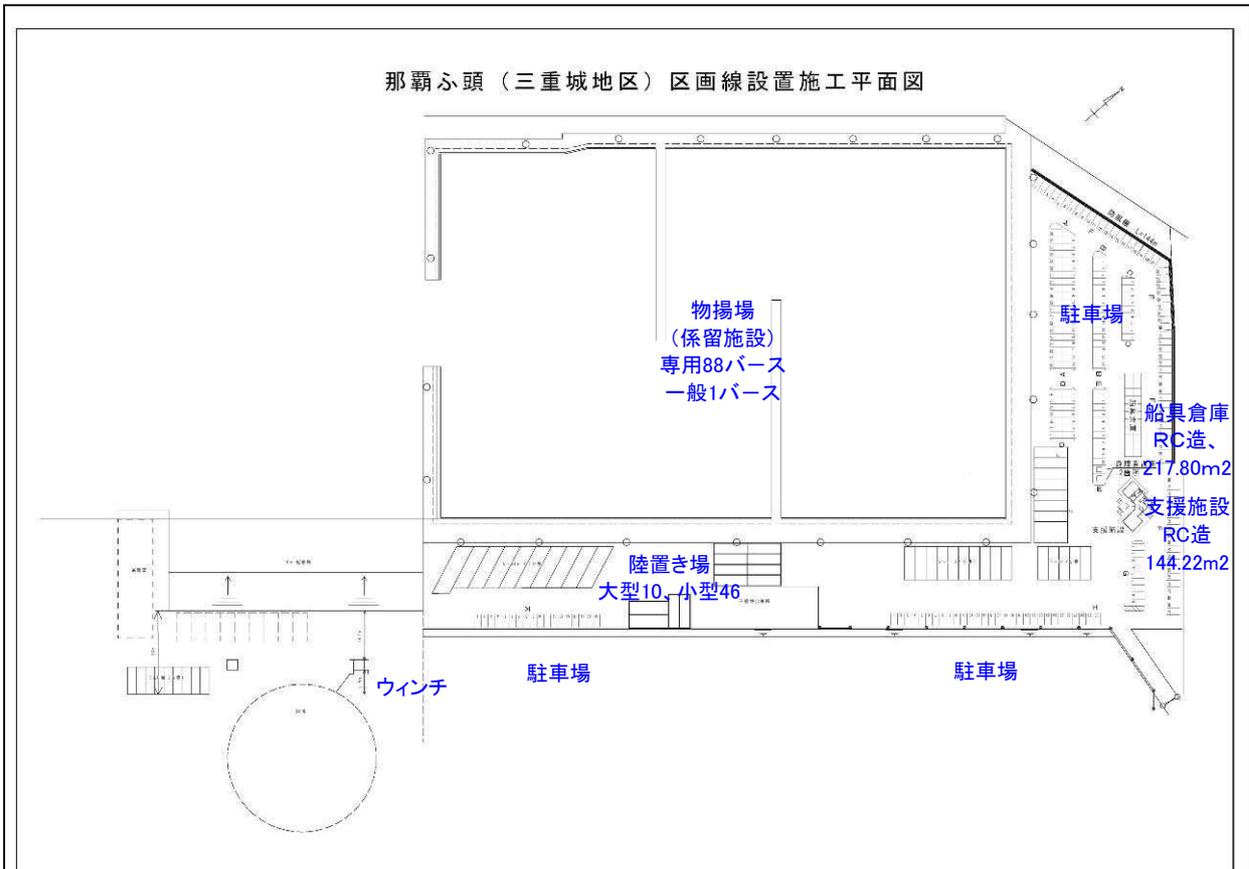
## 【那覇港港湾施設関係参考資料】

1. 施設位置図
2. 施設運営状況
3. 有料施設一覧
4. 清掃等業務内容
5. 設備等保守点検内容
6. 貸与備品一覧
7. 那覇港管理組合港湾施設管理条例
8. 那覇港管理組合港湾施設管理条例施行規則
9. 那覇港管理組合港湾駐車場管理規則
10. 波の上ビーチ管理条例
11. 波の上ビーチ管理条例施行規則
12. 「波の上ビーチ」と「波の上ビーチ広場」の連携協力に関する協定書
13. 港湾施設使用等に関する文書の様式を定める規則(抜粋)
14. その他関係法令

○ 施設位置図

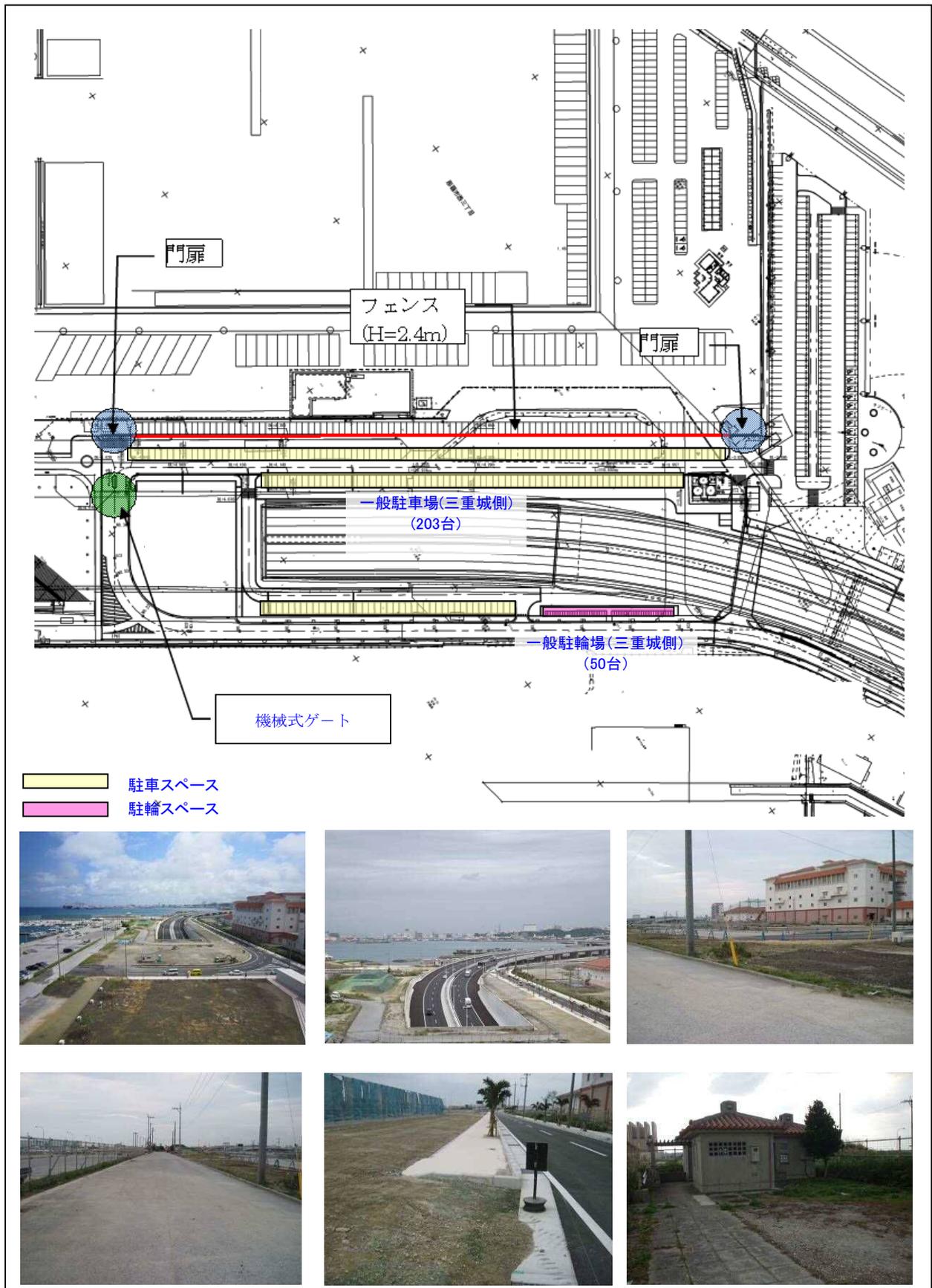


○ 三重城小船溜・三重城小型船だまり駐車場施設平面図



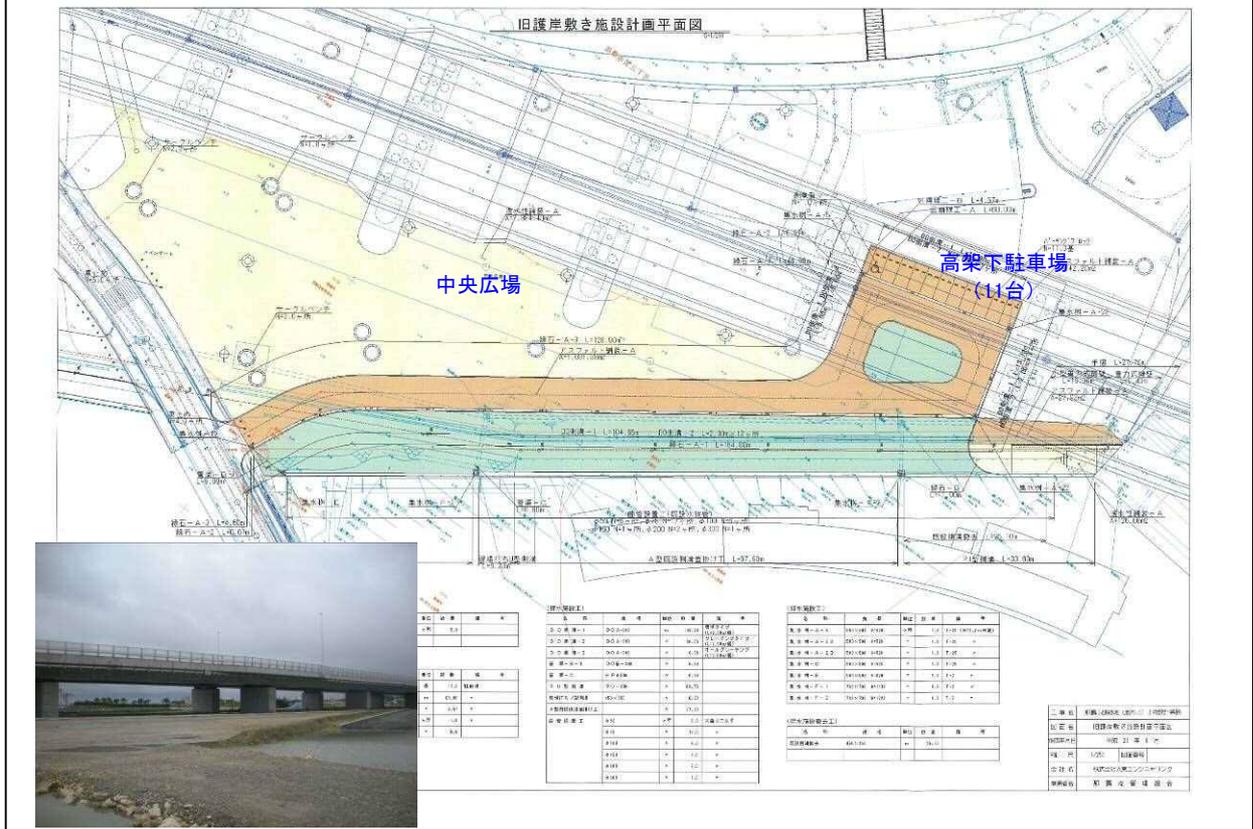
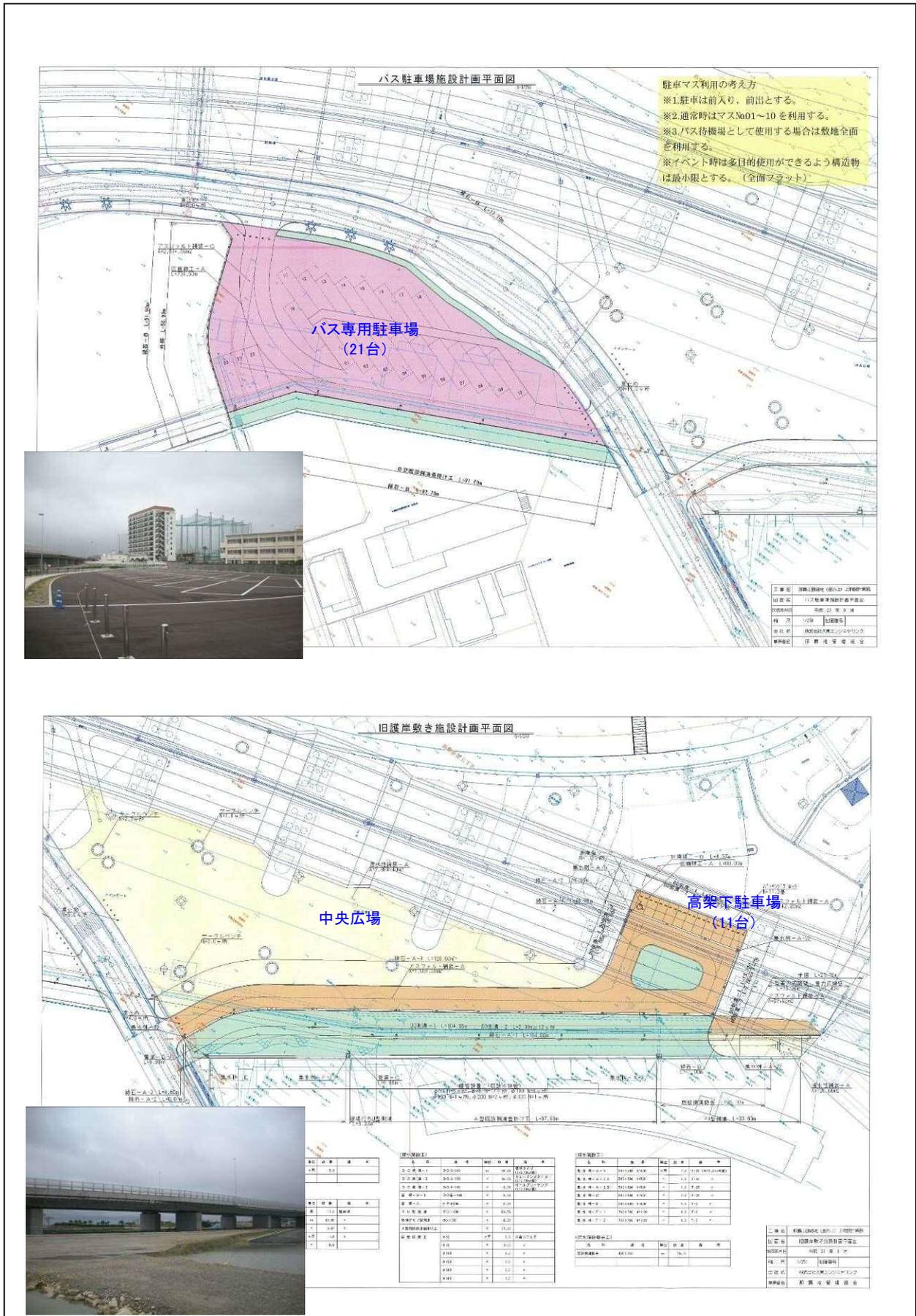
※各平面図は最新ののものとは若干異なりますが、指定管理施設の位置等を参考に示すものです。

○ 波の上緑地・波の上緑地駐車場施設平面図-1

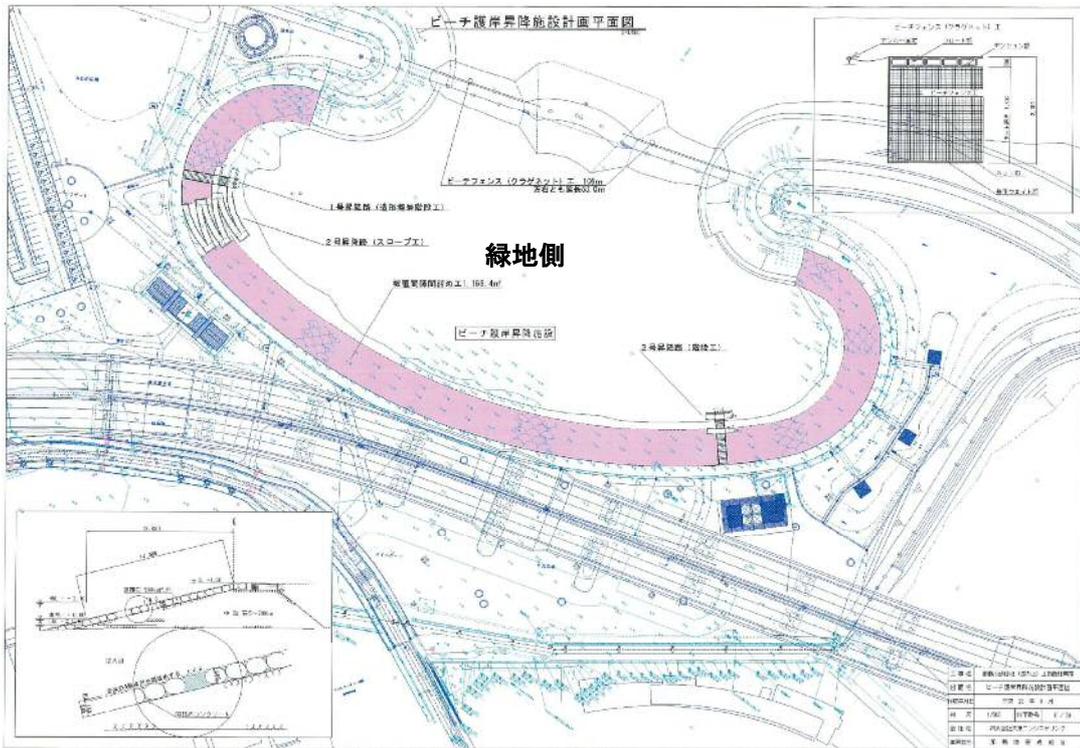
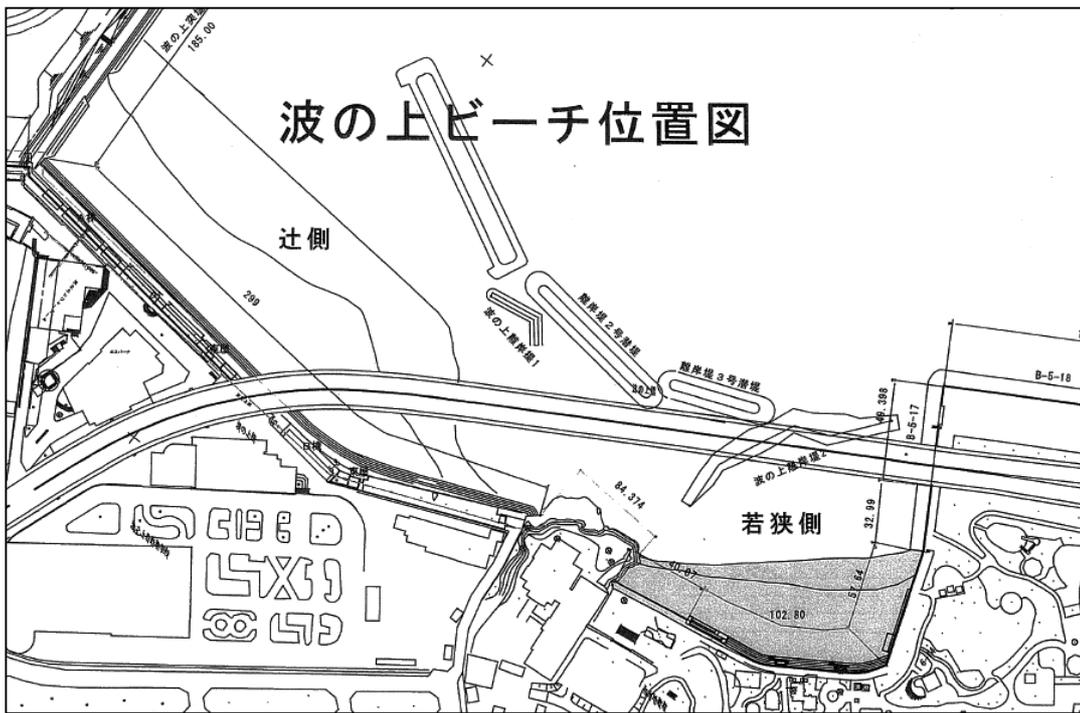




○ 波の上緑地・波の上緑地駐車場施設平面図-3



○ 波の上ビーチ（辻側、若狭側、緑地側）施設平面図



○ 若狭海浜公園・若狭海浜公園駐車場施設平面図



## 施設運営状況(収支実績)

## (1)収入

単位:円

項目	内容	H28	H29	H30	H31
①管理業務					
三重城小船溜まり	物揚場	7,223,031	7,306,479	7,519,950	7,591,527
	駐車場	2,743,500	3,051,000	3,222,000	3,276,000
	船具倉庫 他	2,221,234	2,089,917	2,008,393	2,167,156
	計	12,187,765	12,447,396	12,750,343	13,034,683
波の上緑地	駐車場	27,989,212	30,260,053	34,513,257	35,593,470
	緑地料 他	354,201	1,855,821	337,386	414,032
	計	28,343,413	32,115,874	34,850,643	36,007,502
波の上ビーチ	シャワー	1,337,609	1,240,896	1,310,001	1,166,561
若狭海浜公園	緑地料	89,675	44,885	5,592	1,000
若狭海浜公園	駐車場	10,051,469	12,613,584	15,549,053	19,442,894
管理業務計		52,009,931	58,462,635	64,465,632	69,652,640
②自主事業		27,328,924	50,831,883	43,305,173	44,087,968
収入合計 ①+②		79,338,855	109,294,518	107,770,805	113,740,608

## (2)支出

単位:円

項目	H28	H29	H30	H31
人件費	13,953,353	16,717,864	16,931,262	17,529,197
管理費	53,869,895	79,690,535	71,275,983	70,690,112
事務費	19,427,810	16,167,102	13,942,286	14,753,756
支出合計	87,251,058	112,575,501	102,149,531	102,973,065

## 施設運営状況(利用実績)

## 【利用人数】

単位:人

項目	H28	H29	H30	H31
波の上緑地	391,993	515,318	481,042	597,902
波の上ビーチ(若狭側)	66,992	72,866	70,241	78,583
波の上ビーチ(辻側)	9,440	10,241	7,449	11,465
若狭海浜公園	6,583	2,616	5,238	7,769
計	475,008	601,041	563,970	695,719

## 【駐車台数】

単位:台

項目	H28	H29	H30	H31
波の上緑地・小船溜まり	157,823	218,901	232,879	235,951
若狭海浜公園	48,736	65,374	73,864	90,146
計	206,559	284,275	306,743	326,097

## 有料施設一覧

施設名	有料施設等	条例・規則	別表区分
三重城小船溜まり	物揚場（専用バース）	条例	別表第3
	物揚場（一般バース）	条例	別表第2
	船具倉庫	条例	別表第3
	船舶保管施設	条例	別表第3
	駐車場（専用）	条例	別表第3
	駐車場（一般）	条例	別表第2
	船揚場ウインチ	条例	別表第2
	電源施設（カード式）	条例	別表第2
	シャワー（船客待合所内）	条例	別表第2
波の上緑地	管理棟学習室	条例	別表第2
	緑地	条例・規則	別表第2
	管理棟（店舗）	条例	別表第3
	駐車場	条例	別表第2
	大型駐車場	条例	別表第2
波の上ビーチ	シャワー	条例	別表
	コインロッカー置場	条例	別表
若狭海浜公園	緑地	条例・規則	別表第2
	駐車場	港条例	別表第2

※条例・規則：

「那覇港管理組合港湾施設管理条例」及び「同施行規則」、「波之上ビーチ管理条例」

※利用料金：

別表第2・第3の項に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ管理者の承認を受けて定めるものとする。

## 清掃等業務内容

名称	施設	回数	内容
三重城小船溜	物揚げ場(係留施設)	週3回以上	施設内のごみ収集等清掃
	陸置場		
	支援施設(船客待合所)	週3回以上	施設内外の清掃
	支援施設(トイレ)(シャワー)	毎日	トイレ・シャワーの清掃、トイレ消耗品の補填
三重城小型船だまり駐車場	駐車場	週3回以上	施設内のごみ収集等清掃
波の上緑地	管理棟(売店、管理室、救護室)	週3回以上	施設内外の清掃
	管理棟(トイレ)(シャワー)	毎日	トイレ・シャワーの清掃、トイレ消耗品の補填
	管理棟(学習室)(倉庫)	週3回以上	施設内外の清掃
		年2回以上	床のワックスがけ、窓の清掃等
	緑地	週3回以上	施設内のごみ収集等清掃
		年12回以上	草刈り、除草、芝刈
年3回以上		樹木管理(剪定・枝打ち等)	
波の上緑地駐車場	駐車場	週3回以上	施設内のごみ収集等清掃
波の上ビーチ(若狭側)海水浴場	護岸、人工海浜	週3回以上	施設内のごみ収集等清掃
波の上ビーチ(辻側)海水浴場	護岸、人工海浜	週3回以上	施設内のごみ収集等清掃
	トイレ・シャワー・更衣室	ビーチ開設中 :毎日 その他期間 :週3回以上	トイレ・シャワー等の清掃、トイレ消耗品の補填
	倉庫	週3回以上	施設内のごみ収集等清掃
波の上ビーチ(緑地側) シュノーケル・ダイビング専用(遊泳禁止)	護岸	週3回以上	施設内のごみ収集等清掃
若狭海浜公園	緑地・プロムナード	週3回以上	施設内のごみ収集等清掃
		年12回以上	草刈り、除草、芝刈
		年3回以上	樹木管理(剪定・枝打ち等)
	トイレ	毎日	トイレの清掃、トイレ消耗品の補填
若狭海浜公園駐車場	駐車場	週3回以上	施設内のごみ収集等清掃

※イベント開催後や台風通過後など、ゴミや汚れが多いことが想定される場合は、上記とは別途、清掃・ごみ収集等を早急を実施する。

※上記以外に、定期的に害虫駆除等を行い、施設を良好な状態に保つこと。

※ごみの処分費用等は指定管理者の負担とし、ごみ処理場への搬入は那覇市が許可した許可業者によって行う。

※産業廃棄物処理については、マニフェストで管理し、処分費用は管理者と協議するものとする。

※清掃員は、制服及び名札を着用させ、常に清潔であること。

## 設備等保守点検内容

No	設備等名称	設置箇所	点検内容
1	自家用電気工作物	三重城小船溜り(キュービクル)	年次点検(法定:年1回) 月次点検(法定:月1回)
2	消防設備	管理棟	機器点検(法定:年1回) 機器総合点検(法定:年1回)
3	機械式ゲート	波の上緑地駐車場 若狭海浜公園駐車場	保守点検(年3回)
4	園内灯設備	園内照明(園路灯・駐車場灯)	ランプ交換等(随時)
5	水質検査	波の上ビーチ	遊泳期間前、遊泳期間中
6	浄化槽	警備小屋	年次点検(法定:年1回)
7	ウインチ	三重城小船溜り	保守点検(年3回)

※管理対象区域内の上記設備及び上記以外の設備等についても、必要とされる自主点検、法定点検等を実施すること。

## 貸与備品一覧

## 波の上ビーチ貸与備品

	品名	規格	数量	使用場所
1	ベット(救護室用)		1	若狭側
2	双眼鏡(ニコン)	7×50トロピカル	2	若狭側
3	ライフセーバーCPRボード	NO41・1178E	1	若狭側
4	スクープストレッチャー	モデル65	1	若狭側
6	レスキューパドリングボード		2	若狭側
7	ハブクラゲ防止ネット・オイルフェンス一体型		1	若狭側
8	クラゲ捕獲網	3m×20m	2	若狭側

## 波の上緑地貸与備品

	品名	規格	数量	使用場所
1	椅子		42	管理事務所
2	テーブル		2	管理事務所
3	ホワイトボード		1	管理事務所
4	TVスタンド		1	管理事務所
5	42インチモニター	LG 47LM5800～JP	1	管理事務所

## 那覇港管理組合港湾施設管理条例

平成14年4月1日

条例第7号

改正	平成15年2月18日条例第3号	平成17年2月25日条例第2号
	平成17年9月2日条例第1号	平成18年2月15日条例第1号
	平成18年8月25日条例第4号	平成18年11月27日条例第5号
	平成21年2月24日条例第5号	平成22年8月30日条例第4号
	平成24年2月14日条例第2号	平成24年8月30日条例第3号
	平成25年2月21日条例第1号	平成26年2月20日条例第4号
	平成28年2月22日条例第1号	平成29年12月4日条例第3号
	平成30年8月28日条例第2号	平成31年2月21日条例第1号
	令和元年8月30日条例第5号	

(目的)

第1条 この条例は、那覇港管理組合の管理する港湾施設の管理に関し必要な事項を定め、その安全かつ効率的な利用を図ることにより、港湾の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「港湾施設」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき公示された施設をいう。

(使用許可)

第3条 港湾施設を使用しようとするものは、管理者の許可を受けなければならない。ただし、航路その他管理者が定める港湾施設については、この限りでない。

- 2 管理者は、前項の規定に基づいて許可をする場合には、条件を付することができる。
- 3 港湾施設の使用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下同じ。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、管理者は、第1項の許可をしない。

(使用制限)

第4条 管理者は、港湾施設の使用について、荷役若しくは蔵置する貨物の種類を制限し、又は一定の行為を命じ、若しくは禁止することができる。

(使用禁止物件)

第5条 次の各号のいずれかに該当する物件については、港湾施設の使用を禁止する。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

- (1) 爆発若しくは燃焼しやすい物又は劇薬若しくは毒薬であって、取扱上危険と認められるもの
- (2) 他の貨物を損傷するおそれがある物
- (3) 伝染、病毒若しくは汚染のおそれがある物又は腐敗若しくは不潔の物
- (4) 岸壁、荷さばき地、上屋、野積場その他の施設をき損するおそれがある物
- (5) その他管理者の指定する物

(権利譲渡等の禁止)

第6条 港湾施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡、転貸又は担保に供することができない。

(工作物等の設置)

第7条 使用者が使用場所に工作物その他の設備を設置しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。その設備を廃止し、又は変更しようとするときも、また同様とする。

(商行為の許可)

第8条 港湾施設内及び港湾区域内において、商行為を行おうとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定に基づく許可をする場合には、条件を付することができる。
- 3 許可の期間は、1年を超えることができない。
- 4 商行為が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、管理者は、第1項の許可をしない。
- 5 第1項の許可を受けた者は、その業に従事する全部の者の港湾施設内通行証（以下「通行証」という。）の交付を受けなければならない。

(手数料の徴収)

第9条 前条第1項の商行為で次に掲げるものについて許可するときは、別表第1に定める手数料を徴収する。

- (1) 旅客を対象とする携帯小荷物運搬業
- (2) 港湾区域内にある船舶について行う船用品販売業、クリーニング業、不用品等回収業

(使用許可の取消し等)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、港湾施設の使用を停止し、若しくは使用

許可を取消し、若しくはその使用を制限し、又はその使用場所を変更することができる。

- (1) 許可申請に不正があったとき。
- (2) 指定の期間内に使用料を納付しないとき。
- (3) この条例又はこの条例によって発する命令に違反したとき。
- (4) 港湾施設又はその附属物件をき損するおそれがあると認められたとき。
- (5) 管理上支障があると認められるとき。
- (6) 公益上その他管理者が必要と認められたとき。

(物件の搬出又は撤去)

第11条 管理者は、港湾施設の利用者に対し、次の各号のいずれかに該当する物件につき、その搬出又は撤去を命ずることができる。

- (1) 港湾施設に放置した物
- (2) 許可、承認を得ないで蔵置若しくは設置した物又は許可、承認を得て蔵置若しくは設置した物の内、許可期間を経過した物
- (3) 公益上その他管理者が必要と認める物

2 前項の場合において、義務者が不明なとき、その命令を履行しないとき、又は履行を強制することができないときは、管理者は、その物件を収容し、又は処分することができる。

3 前項の処分により得た金銭は、使用料その他の費用に充て、なお過不足があるときは、これを還付し又は徴収する。

(沈没船舶等の除去)

第12条 管理者は、港湾区域内において座礁し、沈没し、又は浮遊した船舶等その他の物件の所有者又は占有者に対して、当該船舶その他の物件の除去及び危険防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

(専用使用及び一般使用)

第13条 港湾施設の使用は、専用使用及び一般使用に区分する。

2 専用使用とは、一定の施設を期間を定めてその施設の使用目的に従い特定の者の使用に供することをいう。

3 一般使用とは、その施設の使用目的に従い随時一般の者の使用に供することをいう。

4 第1項の専用使用及び一般使用について必要な事項は、規則で定める。

(使用区分)

第14条 管理者は、港湾施設の有効な利用又は貨物の円滑な流通を図る必要があると認める場合には、岸壁、上屋、荷さばき地及び野積場を船舶の種類別若しくは航路別又は貨物の仕向地別若しくは種類別等に使用区分を定め、使用させることができる。

2 前項の使用区分及び使用方法について必要な事項は、規則で定める。

(専用使用及び一般使用の期間)

第15条 専用使用の期間は、1年をもって1期とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを短縮することができる。

2 一般使用の期間は、15日以内とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(目的外使用)

第16条 港湾施設は、その用途又は目的を妨げない限度において使用させることができる。

2 前項の使用期間は、1年以内とする。ただし、泊ふ頭旅客ターミナルビル用地及び泊ふ頭駐車場ビル用地の使用期間は、3年以内で管理者が定める期間とすることができる。

(使用料)

第17条 港湾施設を使用する者は、別表第2又は別表第3により算定した額に100分の110を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、外国航路の運行に従事する船舶（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。）に係る岸壁及び物揚場の使用料及び旅客施設料金並びに目的外の使用料については、別表第2又は別表第3により算定した額とする。

3 別表第2のうち、次の各号に該当する使用料については、第1項の規定にかかわらず、各号によるものとする。

- (1) 駐車場使用料 駐車場使用料の額は、別表第2駐車場料金の項により算定した額とする。ただし、波の上緑地駐車場の大型自動車の駐車場使用料及びその他駐車場の使用料の額は、別表第2駐車場料金の項により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) シャワー使用料 シャワー使用料の額は、別表第2シャワー料金の項の額とする。

(使用料の減免)

第18条 管理者が公益上その他特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の徴収方法)

第19条 使用料の徴収方法について必要な事項は、規則で定める。

(使用料の還付)

第20条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 不可抗力による使用不能のとき。
- (2) その他管理者において相当な理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第21条 使用者が港湾施設の使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消されたときは、自己の負担において直ちにこれを原状に復し、検査を受けなければならない。

(入出港届の提出)

第22条 船舶が入港したとき又は出港しようとするときは、規則の定めるところにより管理者に届け出なければならない。

(ひき船の利用)

第23条 次の各号のいずれかに該当する船舶がけい留施設を離接岸する場合は、ひき船を利用しなければならない。ただし、管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 日本船舶でない総トン数500トン以上の船舶
- (2) 日本国の港と外国の港との間における航海に従事する総トン数500トン以上の日本船舶
- (3) 前号に掲げるもののほか、総トン数1,000トン以上の日本船舶

(損害の回復)

第24条 使用者又はその代理人若しくは使用人が港湾施設を滅失又は損傷したときは、使用者は、直ちに原状に復し、管理者の検査を受けなければならない。ただし、管理者の定める損害額を補償し、原状回復の義務を免れることができる。

2 前項の場合において施設を滅失又は損傷したものが前項に規定する義務を履行しないときは、管理者においてこれを執行し、義務者からその費用を徴収する。

(損害の帰属)

第25条 港湾施設の使用により船舶又は貨物その他について生じた損害は、すべて使用者においてその責めに任ずるものとする。

- 2 この条例又はこれに基づく規則若しくは許可の条件に違反したために生ずる損害についても、同様とする。
- 3 第5条、第10条及び第11条の規定に基づく処分により生じた損失についても、同様とする。

(指定管理者による管理)

第26条 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる施設の管理を行わせることができる。

- (1) 泊ふ頭地下駐車場
- (2) 泊ふ頭G号ふ頭用地（泊ふ頭泊緑地）
- (3) 泊ふ頭旅客ターミナル2階デッキ
- (4) 若狭海浜公園
- (5) 若狭海浜公園駐車場
- (6) 三重城小船溜
- (7) 三重城小型船だまり駐車場
- (8) 波の上緑地
- (9) 波の上緑地駐車場

(指定管理者の指定)

第26条の2 前条の規定による指定を受けようとする者は、管理者が指定する日までに、規則で定める申請書に事業計画書その他必要な書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に前条第1項各号に掲げる施設の管理を行うことができるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書等の内容が利用者の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が前条第1項各号に掲げる施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条第1項各号に掲げる施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の業務)

第27条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する使用許可に関する業務
- (2) 第5条に規定する使用禁止物件の承認に関する業務
- (3) 第10条に規定する使用許可の取消等に関する業務
- (4) 第26条第1項各号に掲げる施設の維持管理に関する業務
- (5) 第26条第1項各号に掲げる施設の利用促進に関する業務

- (6) 第27条の3に規定する利用料金の収受に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める業務
- 2 前項第1号から第3号までの規定による第3条、第5条及び第10条の規定を適用する場合、これらの規定中「管理者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。  
(管理の基準等)

第27条の2 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 第26条第1項第1号、第5号、第7号、第9号に規定する施設の供用時間は、規則で定める時間であること。
- (3) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (4) 第26条第1項各号に掲げる施設の維持管理を適切に行うこと。
- 2 管理者は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
  - (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
  - (2) 業務の実施に関する事項
  - (3) 事業の実績報告に関する事項
  - (4) 第26条第1項各号に掲げる施設の補修等及びその財産の帰属に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関し必要な事項  
(利用料金)

第27条の3 第26条第1項の規定により港湾施設の管理を指定管理者に行わせる場合、第27条第2項の規定により読み替えて適用される第3条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し当該施設の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。この場合において、第17条から第20条までの規定は、適用しない。

- 2 前項に規定する利用料金は、別表第2の岸壁及び物揚場料金の項、緑地料金の項、駐車場料金の項、船揚場ウインチ料金の項及びシャワー料金の項、別表第3の物揚場料金の項、緑地料金の項、駐車場料金の項、船具倉庫料金の項及び船舶保管施設料金の項に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ管理者の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
- 3 第1項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、当該指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、特別の理由があるときは、利用料金を減額又は免除することができる。
- 5 管理者は、第2項の承認をしたときは、これを告示するものとする。  
(指定管理者の指定等の告示)

第28条 管理者は、第26条の2第2項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準用する。  
(罰則)

第29条 偽りその他の不正行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科す。
  - (1) 許可を得ないで使用した者
  - (2) 許可の範囲を超えて使用した者
  - (3) 不正の手段をもって使用許可を受けた者
  - (4) この条例又はこれに基づく規則若しくは許可の条件に違反した者  
(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日前において港湾施設の使用の許可を受けた者は、この条例により使用の許可を受けた者とみなす。この場合の港湾施設の使用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年2月18日条例第3号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月25日条例第2号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月2日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月15日条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月25日条例第4号）

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成18年11月27日条例第5号）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の行為に係る改正前の那覇港管理組合港湾施設管理条例の規定によるふ頭通過料の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成22年8月30日条例第4号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年2月14日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月30日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成25年2月規則第1号で、同25年4月1日から施行）

（準備行為）

- 2 改正後の第26条の2の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第26条及び第26条の2の規定の例により行うことができる。

附 則（平成25年2月21日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の条例第27条の3第2項の規定による利用料金の承認及びこれらに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても改正後の条例第27条の3第2項及び第5項の規定の例により行うことができる。

附 則（平成26年2月20日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月22日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月4日条例第3号）

この条例は、平成30年1月10日から施行する。

附 則（平成30年8月28日条例第2号）

この条例は、平成32年1月1日から施行する。

附 則（平成31年2月21日条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月30日条例第5号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

商行為許可手数料	(1) 旅客携帯小荷物運搬業 1件につき	3,000円
	(2) 船用品販売業 1件につき	1,800円
	(3) クリーニング業 1件につき	1,000円
	(4) 不用品等回収業 1件につき	400円
交付手数料	(1) 通行証交付手数料	300円
	紛失等により再交付するときも同様とする。	

別表第2（第17条関係）（一般使用）

岸壁及び物揚場料金	(1) 基本料金	
	ア 岸壁	
	(ア) 係留24時間までごと総トン数1トンまでごとにつき	4円50銭
	(イ) 沖縄県内の運航のみに従事する船舶は、係留24時間までごと総トン数1トンまでごとにつき	3円50銭
	イ 物揚場	
	(ア) 総トン数5トン未満の船舶は、係留24時間までごとにつき	100円
	(イ) 総トン数5トン以上10トン未満の船舶は、係留24時間までごとにつき	150円
	(ウ) 総トン数10トン以上15トン未満の船舶は、係留24時間までごとにつき	170円
	(エ) 総トン数15トン以上20トン未満の船舶は、係留24時間までごとにつき	200円

	<p>(オ) 総トン数20トン以上50トン未満の船舶は、係留24時間までごとにつき 300円</p> <p>(カ) 総トン数50トン以上100トン未満の船舶は、係留24時間までごとにつき 400円</p> <p>(キ) 総トン数100トン以上の船舶は岸壁料金を適用する。</p> <p>(2) 割増料金 第14条第1項に規定する用途区分により岸壁を使用した船舶は、基本料金の5割以内において規則で定める額を加算する。</p>	
上屋料金	<p>(1) 1級上屋</p> <p>ア 貨物搬入の日から15日までは、1日1平方メートルまでごとにつき 9円</p> <p>イ 16日以後30日までは、1日1平方メートルまでごとにつき 18円</p> <p>ウ 31日以後は、1日1平方メートルまでごとにつき 36円</p> <p>(2) 2級上屋</p> <p>ア 貨物搬入の日から15日までは、1日1平方メートルまでごとにつき 8円</p> <p>イ 16日以後30日までは、1日1平方メートルまでごとにつき 16円</p> <p>ウ 31日以後は、1日1平方メートルまでごとにつき 32円</p>	
荷さばき地料金	<p>(1) 舗装地</p> <p>ア 貨物搬入の日から15日までは、1日1平方メートルまでごとにつき 5円</p> <p>イ 16日以後30日までは、1日1平方メートルまでごとにつき 10円</p> <p>ウ 31日以後は、1日1平方メートルまでごとにつき 20円</p> <p>(2) 未舗装地</p> <p>ア 貨物搬入の日から15日までは、1日1平方メートルまでごとにつき 4円</p> <p>イ 16日以後30日までは、1日1平方メートルまでごとにつき 8円</p> <p>ウ 31日以後は、1日1平方メートルまでごとにつき 16円</p>	
野積場料金	<p>(1) 舗装地</p> <p>ア 貨物搬入の日から15日までは、1日1平方メートルまでごとにつき 5円</p> <p>イ 16日以後30日までは、1日1平方メートルまでごとにつき 10円</p> <p>ウ 31日以後は、1日1平方メートルまでごとにつき 20円</p> <p>(2) 未舗装地</p> <p>ア 貨物搬入の日から15日までは、1日1平方メートルまでごとにつき 4円</p> <p>イ 16日以後30日までは、1日1平方メートルまでごとにつき 8円</p> <p>ウ 31日以後は、1日1平方メートルまでごとにつき 16円</p>	
コンテナ搬送用台車置場料金	コンテナ搬送用台車1台 1日につき	346円
コンテナクレーン料金	1基 1時間以内 1時間を超える場合は、30分までごとにつき21,000円を加算する。	42,000円
電源施設料金(使用電気料金を含む。)	<p>(1) 冷凍コンテナ用電源施設</p> <p>ア 20フィートコンテナ以下の容量の冷凍コンテナ1個 24時間以内 24時間を超える場合は、12時間までごとにつき1,500円を加算する。</p> <p>イ 20フィートコンテナを超える容量の冷凍コンテナ1個 24時間以内 24時間を超える場合は、12時間までごとにつき2,500円を加算する。</p> <p>(2) カード式電源施設</p>	<p>3,000円</p> <p>5,000円</p>

	1時間あたり カード1枚の換算については別に定める。	104円
陸上電力 供給施設 料金	1口 24時間までごとにつき	1,011円
給水施設 料金	給水量1立方メートルまでごとにつき	20円
緑地料金	(1) 運動会、集会、展示会その他営利を伴わないもの を行うとき。 1日以内、1平方メートルまでごとにつき (2) 出店、興行その他営利を伴うものを行うとき 1日1平方メートルまでごとにつき (3) 波の上緑地管理棟学習室 営利を伴わないものを行うとき。1時間までごと につき 営利を伴うものを行うとき。1時間までごとにつき	12円以内で規 則で定める額  24円  300円 600円
駐車場料 金	(1) 明治橋駐車場 普通自動車1台 1時間以内 1時間を超えて1時間までごとに100円を加算する。 ただし、24時間までごとの最高限度額は700円とする。 (2) 若狭海浜公園駐車場 普通自動車1台 30分を超え1時間以内 1時間を超える場合は、1時間までごとにつき100 円を加算する。ただし、24時間までごとの最高限度額 は500円とする。 (3) 三重城小型船だまり駐車場 普通自動車1台 30分を超え1時間以内 1時間を超える場合は、1時間までごとにつき100 円を加算する。ただし、24時間までごとの最高限度額 は500円とする。 (4) 波の上緑地駐車場 普通自動車1台 30分を超え1時間以内 1時間を超える場合は、1時間までごとにつき100 円を加算する。ただし、24時間までごとの最高限度額 は500円とする。 大型自動車1台 1時間以内 1時間を超える場合は、1時間までごとにつき300 円を加算する。ただし、24時間までごとの最高限度額 は1,500円とする。 (5) その他駐車場 普通自動車1台 1時間以内 1時間を超える場合は、1時間までごとに100円を 加算する。	100円  200円  200円 200円  600円  200円
船揚場ウ インチ料 金	三重城小船溜 上架又は下架1回につき	1,500円
シャワー 料金	1回につき	100円
旅客施設 料金	(1) 那覇クルーズターミナル ア ホール 1平方メートルまでごと1時間につき イ 多目的室 1平方メートルまでごと1日につき ウ 業としての撮影 1時間につき (2) 那覇クルーズターミナルに寄港する旅客船の取扱 い 旅客人数1人につき	20円  80円  1,100円  280円

備考

- 1 表中、普通自動車は中型自動車を含むものとする。
- 2 「普通自動車」、「中型自動車」及び「大型自動車」とは、道路交通法施行規則

(昭和35年総理府令第60号)に規定する普通自動車、中型自動車及び大型自動車をいう。

3 備付け物件の使用料は、管理者が別に定める。

別表第3 (第17条関係) (専用使用)

物揚場料金	(1) 総トン数5トン未満の船舶は、1月につき	5,000円
	(2) 総トン数5トン以上10トン未満の船舶は、1月につき	6,500円
	(3) 総トン数10トン以上15トン未満の船舶は、1月につき	8,000円
	(4) 総トン数15トン以上20トン未満の船舶は、1月につき	10,000円
上屋料金	(1) 1級上屋 1平方メートルまでごと1月につき	270円
	(2) 2級上屋 1平方メートルまでごと1月につき	225円
荷さばき 地料金	(1) 舗装地 1平方メートルまでごと1月につき	140円
	(2) 未舗装地 1平方メートルまでごと1月につき	105円
野積場料 金	(1) 舗装地 1平方メートルまでごと1月につき	140円
	(2) 未舗装地 1平方メートルまでごと1月につき	105円
コンテナ 搬送用台 車置場料 金	1平方メートルまでごと1月につき	150円
ふ頭用地 料金	(1) 舗装地 1平方メートルまでごと1月につき	120円
	(2) 未舗装地 1平方メートルまでごと1月につき	69円24銭
旅客施設 料金	(1) 那覇ふ頭 ア 事務室 1平方メートルまでごと1月につき	1,860円
	イ 店舗 1平方メートルまでごと1月につき	1,860円
	ウ 小荷物取扱室 1平方メートルまでごと1月につき	1,860円
	エ 小荷物取扱室(チッキ場) 1平方メートルまでごと1月につき	1,190円
	オ 自動販売機等 1平方メートルまでごと1月につき	1,860円
	(2) 新港ふ頭 ア 事務室 1平方メートルまでごと1月につき	1,750円
	イ 店舗 1平方メートルまでごと1月につき	1,750円
	ウ 小荷物取扱室 1平方メートルまでごと1月につき	1,750円
	エ 自動販売機等 1平方メートルまでごと1月につき	1,750円
	(3) 泊ふ頭 ア 事務室 1平方メートルまでごと1月につき	630円
	イ 店舗 1平方メートルまでごと1月につき	630円
	ウ 小荷物取扱室 1平方メートルまでごと1月につき	630円
	エ 自動販売機等 1平方メートルまでごと1月につき	630円
	(4) 那覇クルーズターミナル ア 事務室	

	1平方メートルまでごと1月につき	2,400円
イ	倉庫	
	1平方メートルまでごと1月につき	1,200円
ウ	広告(壁面)	
	1平方メートルまでごと1月につき	1,200円
エ	広告(床)	
	1平方メートルまでごと1月につき	2,600円
オ	小荷物取扱室	
	1平方メートルまでごと1月につき	2,400円
カ	自動販売機	
	1平方メートルまでごと1月につき	2,400円
事務室等の料金	1平方メートルまでごと1月につき	570円
目的外料金	(1) 泊ふ頭旅客ターミナルビル用地 1平方メートルまでごと1月につき	190円
	(2) 泊ふ頭駐車場ビル用地 1平方メートルまでごと1月につき	120円
緑地料金	波の上緑地管理棟店舗 1平方メートルまでごと1月につき	1,860円
駐車場料金	(1) 明治橋駐車場 普通自動車1台 1月につき	12,000円
	(2) 三重城小型船だまり駐車場 普通自動車1台 1月につき	3,000円
	(3) その他駐車場 普通自動車1台 1月につき	8,000円
船具倉庫料金	船具倉庫 1戸 1月につき	5,200円
船保管施設料金	三重城小船溜	
	(1) 小型(総トン数15トン未満) 1月につき	4,000円
	(2) 大型(総トン数15トン以上) 1月につき	8,500円

備考

- 1 表中、普通自動車は中型自動車を含むものとする。
- 2 「普通自動車」及び「中型自動車」とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)に規定する普通自動車及び中型自動車をいう。

那覇港管理組合港湾施設管理条例施行規則

平成14年4月1日  
規則第14号

- 改正 平成17年11月1日規則第1号 平成20年8月29日規則第2号  
平成21年2月24日規則第1号 平成21年3月27日規則第10号  
平成21年12月1日規則第13号 平成24年3月27日規則第1号  
平成25年2月19日規則第3号 平成26年3月25日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇港管理組合港湾施設管理条例（平成14年那覇港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の手續)

第2条 条例第3条第1項の規定により港湾施設の使用の許可を受けようとする者は、許可申請書を管理者に提出しなければならない。

2 条例第3条第1項ただし書の管理者が定める港湾施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般公衆の通行の用に供する臨港道路又は橋りょう若しくは一般公衆の利用に供する待合所又は緑地
- (2) その目的に従って使用される水域施設（航路を除く。）又は外郭施設
- (3) 港湾法（昭和25年法律第218号）第54条の3第6項の規定により特定埠頭運營業の用に供することを目的として貸し付けた特定埠頭を構成する港湾施設

3 条例第5条ただし書の規定により管理者の承認を受けようとする者は、承認申請書を管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、第1項又は第3項の申請に対し許可又は承認したときは、許可書又は承認書を交付する。

5 第1項の規定にかかわらず、駐車場を一般使用しようとする者は、自動車を駐車させる際、所定の駐車券の交付を受けなければならない。

(使用の順位)

第3条 港湾施設の使用許可を受けようとする者が多数あるときは、管理者の決する順位による。

(継続使用)

第4条 港湾施設を専用使用又は目的外使用している者が、許可期間満了後も引き続き使用しようとする場合には、当該期間満了15日前までに許可申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請に対し許可したときは、許可書を交付する。

(変更の許可)

第5条 第2条第3項又は前条第2項の規定による許可を受けた者が許可事項を変更しようとするときは、速やかに許可申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、許可申請者の住所及び氏名又は名称の変更については、届出をもって足りるものとする。

2 管理者は、前項本文の申請に対し許可したときは、許可書を交付する。

(重量制限)

第6条 係留施設の最大荷重は、次のとおりとする。

	岸壁		物揚場	
新港ふ頭	1平方メートルにつき2トン		1平方メートルにつき1トン	
泊ふ頭	1平方メートルにつき2トン		1平方メートルにつき2トン	
那覇ふ頭	1号	1平方メートルにつき2トン	1号	1平方メートルにつき2トン
	2号		2号	
	3号	1平方メートルにつき1トン	3号	
	4号		4号	
6号		6号	1平方メートルにつき1トン	
7号		7号		
8号		8号		
浦添ふ頭	1平方メートルにつき2トン		1平方メートルにつき1トン	

2 那覇ふ頭5号岸壁及び同ふ頭5号物揚場においては貨物の陸揚げ又は船積みを認めないものとする。

(使用上の規律)

第7条 使用者は、岸壁、ふ頭用地、荷さばき地、上屋、野積場及び物揚場（以下「ふ頭用地等」という。）に貨物その他を散乱し、又は放置する等により一般作業に妨害を及ぼすようなことをしてはならない。

2 ふ頭用地等の使用者は、当該施設の使用を終了した後、自己の負担で使用した場所を清掃し、他の者の使用に支障のないようにしなければならない。

(包装作業等の禁止)

第8条 港湾施設内で貨物の包装又は荷役機具等の製作その他これに類する作業をしてはならない。ただし、荷役機具等の修理で管理者の許可を得たときは、この限りでない。

(報告義務)

第9条 港湾施設の使用者は、その使用に関し管理者から報告を求められたときは、速や

かにこれに応じなければならない。

(商行為許可の手続)

第10条 条例第8条第1項の規定により商行為の許可を受けようとする者は、許可申請書に、商行為計画書その他管理者が必要と認める書類を添え、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請に対し許可したときは、許可書を交付する。

(通行証の交付手続)

第11条 条例第8条第5項の規定により港湾施設内通行証の交付を受けようとする者は、交付申請書を管理者に提出しなければならない。

(使用区分の指定)

第12条 条例第14条第1項の規定による使用区分は、別表第1のとおりとする。

(使用区分の定められた岸壁の割増料金)

第13条 条例別表第2岸壁及び物揚場料金の項の(2)割増料金の規定により規則で定める額は、同項に規定する岸壁の基本料金の2割に相当する額とする。

(運動会等をする場合の緑地料金)

第14条 条例別表第2緑地料金の項に規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

(備付け物件の料金)

第14条の2 条例別表第2備考3に規定する管理者が別に定める備付け物件の使用料は、別表第3のとおりとする。

(使用料の算定基準)

第15条 使用料の算定基準は、次のとおりとする。

(1) 24時間未満、1日未満、1トン未満、1立方メートル未満、1平方メートル未満及び1メートル未満の端数は、それぞれ24時間、1日、1トン、1立方メートル、1平方メートル及び1メートルとして計算する。

(2) 1月を単位とするものの1月未満は、15日までは半月分、16日以上は1月分とする。

(3) 期間の計算に当たっては、当日から起算する。

(4) トン数により徴収する場合は、容積又は重量のいずれか大なる方をもって計算する。

第16条 削除

(使用料の徴収方法)

第17条 使用料は、管理者の発行する納入通知書により指定する期間内に納入しなければならない。ただし、納入通知書により難しい場合は、この限りでない。

2 前項による指定する期間は、収入調定の日から15日以内とする。

(入出港届)

第18条 入港届は、入港後直ちに、出港届は、出港2時間前までに提出しなければならない。

2 入出港届の様式は、港長に提出する入出港届の様式と同一とする。

3 出港届を提出した後において出港の日時に変更があったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(入出港届を要しない船舶)

第19条 次の各号のいずれかに該当する日本船舶は、前条の届出を要しない。

(1) 100トン未満の船舶

(2) 県内離島航路定期船

(3) 主として那覇港域内を運行する船舶

(4) その他あらかじめ管理者の許可を受けた船舶

(使用場所の指示)

第20条 港湾施設の利用者が次に掲げる施設を使用する場合は、那覇港管理組合の担当職員(以下「担当職員」という。)の指示に従わなければならない。

上屋

荷さばき地

野積場

(脱落の防止)

第21条 ばら荷等脱落のおそれのある貨物の積卸しをしようとするときは、その脱落を防止するため適当な装備を設けなければならない。

(工作物の設置等の手続)

第22条 条例第7条の規定により工作物その他の設備を設置し、廃止し、又は変更しようとするときは、許可申請書により管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申請に対し許可したときは、許可書を交付する。

(火気制限)

第23条 上屋等及びその周辺においては、特に許された場合のほか、喫煙、たき火、石油ストーブその他の火気を取り扱ってはならない。

(係離作業)

第24条 岸壁における船舶の係離作業は、担当職員の立会いの下に使用者が行うものとする。ただし、管理者が必要ないと認めるときは、この限りでない。

(係留中の遵守事項)

第25条 係留中の船舶は、次の事項を守らなければならない。

(1) 火気その他により他に危害を及ぼすおそれのある事故が発生したときは、速やかに離岸その他適当な措置をとること。

(2) 天候不良のおそれがあるときは、あらかじめ適当な措置として、いつでも避難できる準備をすること。

- (3) 岸壁と係留本船との間に適当な防げん具を使用すること。
  - (4) 潮の干満に応じ係船索を調整すること。
  - (5) 油、灰じん、じんあいその他船内において生じた汚物を岸壁又は海中に投棄しないこと。
  - (6) 係船索には適当なねずみよけ装置を設けること。
  - (7) 出入階段は、係留船舶において準備し、取り付け、夜間はこれを照明すること。  
(離岸、転係命令)
- 第26条 次に掲げる事項に該当する船舶は、離岸又は転係を命ずることができる。
- (1) 荷役終了後、正当な理由がなく離岸しないもの
  - (2) 他に危害を及ぼすおそれのあるもの
  - (3) その他管理者が必要と認めるもの  
(係留時間)
- 第27条 船舶の係留時間は、係留した時刻から起算し、離岸した時刻をもって終わる。ただし、管理者の許可を受けて一時使用する場合は、この限りでない。  
(上屋の区分)
- 第28条 条例別表第2 上屋料金の項に規定する上屋の区分は、次のとおりとする。
- (1) 1級上屋 新港ふ頭6号上屋
  - (2) 2級上屋 その他の上屋  
(事務所の使用制限)
- 第29条 事務所を使用できるものは、港湾関係者に限る。  
(事務所等の使用上の注意)
- 第30条 事務所及び旅客施設の利用者は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。  
(使用上の遵守事項)
- 第31条 使用者は、許可なく事務所及び店舗の原状を変更してはならない。
- 2 使用者は、火災、盗難予防等に注意し、担当職員の指示に従わなければならない。
  - 3 使用者は、常に事務所及び店舗の内外を整理し、外観を損し、又は近隣の迷惑となるような行為をしてはならない。  
(拒絶禁止)
- 第32条 建物管理のため、管理者が必要と認める措置を行う場合に、使用者はこれを拒むことができない。  
(入場制限)
- 第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、旅客施設に入場することを制限し又は禁止することができる。
- (1) 混雑のおそれがあると認めるとき。
  - (2) 公共の安全を害するおそれがあると認めるとき。
  - (3) 旅客施設の管理上支障があると認めるとき。
- 2 管理者は、次の各号のいずれかに掲げる者、次条第1項各号のいずれかに掲げる行為をした者及び同条第2項に定める担当職員がなした指示に従わない者については、入場を拒絶し、又は旅客施設から退去を命ずることができる。
- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を携行する者
  - (2) 泥酔者
  - (3) 伝染性の疾患があると認められる者
  - (4) その他管理者が不相当と認める者  
(禁止行為)
- 第34条 入場者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) みだりに演説、説教、勧誘又は広告をすること。
  - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるような行為をすること。
  - (3) 建物、掲示又は蔵置されている物を損傷すること。
  - (4) その他旅客施設の利用及び管理に支障のある行為をすること。
- 2 入場者は、旅客施設の管理のため、担当職員がなした指示に従わなければならない。  
(指定管理者の事業計画書等)
- 第35条 条例第26条の2第1項に規定する規則で定めるその他必要な書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市区町村長が発行するものに限る)
  - (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
  - (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
  - (5) 役員の名、住所及び履歴を記載した書類
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類  
(準用規定)
- 第36条 第2条、第3条、第5条及び第14条の規定は、条例第26条の規定により港湾施設の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは「指定管理者」と、「別表第2のとおりとする」とあるのは「別表第2に定める額を上限とする」と読み替えるものとする。  
(様式)
- 第37条 この規則に定める文書の様式は、別に定める。  
(電子情報処理組織による申請等)
- 第38条 管理者が公示する許可の申請、届出、報告等(以下「申請等」という。)につい

- ては、港灣法（昭和25年法律第218号）第50条の2第6項第1号に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行うことができる。
- 前項の規定により行われた申請等は、管理者の電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に、管理者に到達したものとみなす。
  - 管理者は、第1項の規定により申請等がされたときは、電子情報処理組織を使用して許可の通知を行うことができる。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際、この規則施行の日の前日までの使用に係る使用料で未徴収のものについては、この規則による使用料の規定を適用する。
- この規則施行の日前において使用の許可等を受けた者は、この規則の相当の規定により許可等を受けた者と見なす。

附 則（平成17年11月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月29日規則第2号）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第1号）

（施行期日）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この規則の施行の日前の行為に係る改正前の那覇港管理組合港灣施設管理条例施行規則第16条の規定によるふ頭通過料の換算等に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月27日規則第10号）

（施行期日）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。  
（経過措置）
  - この規則の施行の際、改正前の規則の規定により行われた申請等は、この規則による改正後の規則の規定による申請等とみなす。
- 附 則（平成21年12月1日規則第13号）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成24年3月27日規則第1号）
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則（平成25年2月19日規則第3号）
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則（平成26年3月25日規則第6号）
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

ふ頭別	使用区分	係留施設名	
新港ふ頭	航路別	東京航路 （総トン数10,000トン以上の船舶）	新港4号岸壁 新港5号岸壁
		博多航路 （総トン数5,000トン以上の船舶）	新港6号岸壁 新港7号岸壁
		鹿児島航路 （総トン数5,000トン以上の船舶）	新港6号岸壁 新港7号岸壁
		先島航路 （総トン数5,000トン以上の船舶）	新港6号岸壁 新港7号岸壁
		外国航路 （客船を除く）	新港7号岸壁
	貨物の種類別	セメント	新港1号岸壁
	船舶の種類別	フェリー	新港5号岸壁
那覇ふ頭	航路別	鹿児島航路	那覇1号岸壁 那覇2号岸壁
	貨物の種類別	セメント	那覇3号岸壁

別表第2（第14条関係）

区分	9時～13時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
運動会、集会その他これらに類する行為をする場合	2円	2円	3円	3円	4円	5円
展示会その他これに類する行為をする場合	3円	3円	6円	6円	9円	12円

備考

- この表にかかわらず、野球、ソフトボール、サッカー等の目的で、浦添ふ頭南緑地(A)を使用する場合は、管理者が定める区分による浦添ふ頭南緑地(A)多目的広場B及びCを一面とみなし、1時間あたり1,000円とする。

2 この表にかかわらず、グラウンドゴルフ等の目的で、若狭海浜公園、新港ふ頭中央緑地、新港ふ頭東緑地、浦添ふ頭南緑地(A)、浦添ふ頭南緑地(B)、及び波の上緑地を使用する場合は、管理者が定める区分による次の各号について、それぞれ、1回2時間あたり1,000円とする。

- (1) 若狭海浜公園北側
- (2) 新港ふ頭中央緑地中央側及び東側
- (3) 新港ふ頭東緑地芝生広場
- (4) 浦添ふ頭南緑地(A)多目的広場A又はD
- (5) 浦添ふ頭南緑地(B)芝生広場
- (6) 波の上緑地西突堤広場

別表第3 (第14条の2関係)

備付物件	単位	使用料
有線マイク	1日1台につき	200円
ワイヤレスマイクスピーチ用	1日1台につき	300円
ワイヤレスマイクボーカル用	1日1台につき	400円
マイクスタンドブーム型	1日1台につき	200円

## 那覇港管理組合港湾駐車場管理規則

平成14年4月1日

規則第18号

改正 平成16年6月10日規則第13号 平成17年11月15日規則第4号  
 平成18年9月13日規則第6号 平成18年11月1日規則第7号  
 平成23年3月17日規則第2号 平成24年3月27日規則第2号  
 平成25年2月19日規則第4号 平成31年2月21日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇港管理組合港湾施設管理条例（平成14年那覇港管理組合条例第7号）別表第2に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第2条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(入出時間)

第3条 駐車場に入場し、又は出場することができる時間（以下「入出時間」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 那覇ふ頭駐車場 午前7時から午後7時まで
- (2) 泊ふ頭地下駐車場 午前0時から午後12時まで
- (3) 新港ふ頭駐車場 午前7時から午後7時まで
- (4) 三重城小型船だまり駐車場 午前7時から午後9時まで
- (5) 那覇ふ頭明治橋駐車場 午前0時から午後12時まで
- (6) 若狭海浜公園駐車場 午前7時から午後9時まで
- (7) 波の上緑地駐車場 午前7時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、入出時間を変更することができる。

(泊ふ頭地下駐車場に駐車できる自動車)

第4条 泊ふ頭地下駐車場に駐車できる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車（長さが5.0メートル以下、高さが2.3メートル以下及び幅が2.0メートル以下のものに限る。）、小型自動車及び軽自動車とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、緊急かつやむを得ないと認めるときは、道路運送車両法施行規則別表第1に規定する大型特殊自動車（同項に規定する普通自動車の大きさの範囲内のものに限る。）又は小型特殊自動車を泊ふ頭地下駐車場に駐車させることができる。

(使用料の徴収)

第5条 管理者は、駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）が自動車を入場又は出場させるときに、使用料を徴収する。

(駐車拒否)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を汚損し、又は破損すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発すること。
- (5) 前各号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(責任)

第8条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合についての責任は、負わないものとする。

- (1) 天災等の不可抗力による事故についての損害
- (2) 使用者がその責めに帰すべき理由によって引き起こした衝突、接触その他駐車場内の事故についての損害
- (3) 駐車場に駐車する自動車内の物品又は自動車の積載物若しくは取付物についての損害
- (4) その他組合の責めに帰さない理由によって生じた事故についての損害

(準用規定)

第9条 第2条、第4条から第6条までの規定は、那覇港管理組合港湾施設管理条例第26条の規定により泊ふ頭地下駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合について、第2条、第5条、第6条の規定は、三重城小型船だまり駐車場、若狭海浜公園駐車場、及び波の上緑地駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは「指定管理者」と、「事情により」とあるのは「管理者との協議により」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月10日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成17年11月15日規則第4号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成18年9月13日規則第6号)  
この規則は、平成18年11月1日から施行する。  
附 則 (平成18年11月1日規則第7号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成23年3月17日規則第2号)  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
附 則 (平成24年3月27日規則第2号)  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
附 則 (平成25年2月19日規則第4号)  
この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則 (平成31年2月21日規則第1号)  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 波の上ビーチ管理条例

平成14年4月1日

条例第13号

改正 平成17年9月2日条例第2号 平成24年8月30日条例第4号

平成26年2月20日条例第7号

(設置)

第1条 海浜におけるレクリエーションの場を利用者に提供し、もって利用者の健康及び福祉の増進に資するため、波の上ビーチ（以下「ビーチ」という。）を設置する。

(位置等)

第2条 ビーチの名称及び位置は、次のとおりとする。

	名称	位置
波の上ビーチ	若狭側	那覇市若狭1丁目及びその地先
	辻側	那覇市辻3丁目及びその地先
	緑地側	那覇市辻3丁目及びその地先

2 前項のビーチの区域及び施設の種類の、管理者が定め、告示する。

(行為の禁止)

第3条 ビーチにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ビーチを損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 広告を表示すること。
- (7) 風紀を乱し、その他ビーチの利用者に著しく迷惑をかけること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、ビーチの利用を妨げる行為をすること。

(行為の許可)

第4条 ビーチにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、那覇港管理組合管理者（以下「管理者」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのためにビーチの全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- (6) 指定された場所以外へ車輛等乗り入れ、又は留め置くこと。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、第1項各号に掲げる行為が公衆のビーチの利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

4 管理者は、第1項の許可にビーチの管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(利用の禁止又は制限)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、ビーチを保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めてビーチの利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) ビーチの損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合
- (2) ビーチに関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

(監督処分)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはビーチからの退去を命ずることができる。

- (1) 第3条又は第4条第1項に違反している者
- (2) 詐欺その他不正の行為により第4条第1項の許可を受けた者
- (3) 第4条第4項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 第5条の規定に基づく処分に違反している者

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条第1項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) ビーチに関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) ビーチの保全又は公衆のビーチの利用に著しい支障が生じた場合
- (3) ビーチの管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(有料施設)

第7条 有料施設（ビーチのうち有料のものをいう。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

第8条 削除

(使用料)

第9条 施設を利用する者は、利用の際、管理者に使用料を納めなければならない。

2 施設の使用料は、次により算定した額とする。

- (1) シャワー使用料の額は、1回につき100円とする。
- (2) コインロッカー置場の使用料は、1平方メートル（1平方メートルに満たない場

合は、1平方メートルとみなす。)につき1月640円として算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 管理者は、特別の理由があるときは、使用料を減額又は免除することができる。  
(指定管理者による管理)

第10条 ビーチの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、管理者が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定)

第11条 前条の規定による指定を受けようとする者は、管理者が指定する日までに、規則で定める申請書に事業計画書その他必要な書類(以下「事業計画書等」という。)を添えて、管理者に申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切にビーチの管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が利用者の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容がビーチの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ビーチの設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する行為の許可に関する業務
- (2) 第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務
- (3) 第6条に規定する監督処分に関する業務
- (4) 第14条に規定する利用料金の収受に関する業務
- (5) ビーチの施設の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ビーチの管理運営に関して管理者が必要と認める業務

- 2 第10条の規定によりビーチの管理を指定管理者に行わせる場合における第4条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「管理者」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(管理の基準等)

第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、ビーチの管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) ビーチ開設の期間及び遊泳時間は規則で定めるところによること。
- (3) 第7条に規定する有料施設のうち、シャワー施設についての供用期間及び供用時間は、規則で定めるところによること。
- (4) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (5) 施設の維持管理を適切に行うこと。

- 2 管理者は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 業務の実施に関する事項
- (3) 業務の実績報告に関する事項
- (4) 施設の修繕等及びその財産の帰属に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関し必要な事項

(利用料金)

第14条 第10条の規定によりビーチの管理を指定管理者に行わせる場合、有料施設を利用する者は、利用の際、当該指定管理者に対し有料施設の利用にかかる料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。この場合において、第9条の規定は適用しない。

- 2 前項に規定する利用料金は、第9条第2項に定める使用料の額を上限として、指定管理者があらかじめ管理者の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- 3 第1項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

- 4 指定管理者は、特別の理由があるときは、利用料金を減額又は免除することができる。

- 5 管理者は、第2項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第15条 管理者は、第11条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準用する。

(損害の賠償)

第16条 ビーチの利用者は、ビーチの施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月2日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の波の上ビーチ管理条例第8条の規定によりなされた管理委託については、同条の規定は、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の波の上ビーチ管理条例第11条の2の規定により指定管理者を指定した場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成24年8月30日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成25年2月規則第2号で、同25年4月1日から施行）

（準備行為）

2 改正後の第11条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第2条、第10条及び第11条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の波の上ビーチ管理条例第11条第2項の規定により指定管理者を指定した場合にあっては、当該指定の日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成26年2月20日条例第7号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

	有料施設名
シャワー施設	
コインロッカー置場	

## 波の上ビーチ管理条例施行規則

平成14年 4 月 1 日

規則第22号

改正 平成16年 3 月25日規則第 3 号 平成17年11月15日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、波の上ビーチ管理条例（平成14年那覇港管理組合条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(ビーチ開設の期間)

第 2 条 条例第13条第 1 項第 2 号に規定するビーチ開設の期間は、4 月第 1 日曜日から10 月31日までとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(シャワー施設の供用期間及び供用時間)

第 3 条 条例第 7 条別表に規定するシャワー施設の供用期間及び供用時間は次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 期間 ビーチ開設の期間

(2) 時間 午前 9 時から午後 7 時まで（7 月 1 日から 8 月31日までは午後 8 時まで）

(コインロッカー設置の許可)

第 4 条 条例第 7 条別表に規定するコインロッカー置場を使用してコインロッカーを設置しようとする者は、波の上ビーチシャワー施設コインロッカー設置許可申請書（第 1 号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に対し、管理者は、許可を適当と認めるときは、波の上ビーチシャワー施設コインロッカー設置許可書（第 2 号様式）を申請者に交付するものとする。

(遊泳時間)

第 5 条 条例第13条第 1 項第 2 号に規定する遊泳時間は、午前 9 時から午後 6 時までとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(指定管理者の指定申請書等)

第 6 条 条例第11条第 1 項に規定する規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第 3 号様式）によるものとする。

2 条例第11条第 1 項に規定するその他必要な書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る）

(3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

(4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

(5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(利用料金の承認手続)

第 7 条 条例第14条第 2 項の規定により指定管理者が管理者の承認を受けようとする場合は、利用料金承認申請書（第 4 号様式）を管理者に提出しなければならない。

(準用規定)

第 8 条 第 2 条、第 3 条及び第 5 条の規定は、条例第10条の規定によりビーチの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは「指定管理者」と、「これを変更することができる」とあるのは「あらかじめ管理者の承認を受けて変更することができる」と読み替えるものとする。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3 月25日規則第 3 号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年11月15日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

第 1 号様式

波の上ビーチシャワー施設コインロッカー設置許可申請書

年 月 日

那覇港管理組合管理者 殿

住 所  
申請者 氏 名 印  
団体名  
電 話

波の上ビーチシャワー施設へのコインロッカーの設置を次のとおり申請します。

設 置 の 期 間	
管 理 の 方 法	
工 事 実 施 の 方 法	
そ の 他 必 要 事 項	

第2号様式

第 号  
年 月 日

殿

那覇港管理組合管理者

印

波の上ビーチシャワー施設コインロッカー設置許可書

年 月 日付けで申請のあった波の上ビーチシャワー施設へのコインロッカーの設置申請については、次のとおり許可します。

設置の期間	
使用料	
許可条件	

第3号様式

年 月 日

那覇港管理組合管理者 殿

申請者 所在地

団体の名称

代表者氏名

印

### 指定管理者指定申請書

波の上ビーチの管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、波の上ビーチ管理条例第11条第1項の規定により申請します。

#### 添付書類

- 1 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 2 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る）
- 3 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 4 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 5 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 6 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

（日本工業規格A列4判）

年 月 日

那覇港管理組合管理者 殿

所在地

団体の名称

代表者氏名

印

利用料金承認申請書

波の上ビーチ管理条例第14条第2項の規定により、利用料金の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 有料施設名
- 2 利用料金の額
- 3 利用料金算定の根拠・理由等
- 4 添付書類

(日本工業規格A列4判)

## 「波の上ビーチ」と「波の上ビーチ広場」の連携協力に関する協定書

那覇港管理組合(以下「甲」という。 )と 那覇市 (以下「乙」という。 )は、波の上ビーチ若狭側(以下「ビーチ」という。 )と 波の上ビーチ広場 (以下「広場」という。 )の管理運営に関して、相互の連携協力を円滑にするために、次のとおり協定書を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は次条に掲げるビーチと広場の管理運営に関して連携を強化し、相互の指定管理業務等の質や効率性を改善し、利用者サービスを向上させることを目的として本協定を取り交わす。

### (対象施設)

第2条 この協定により、管理運営を円滑に行う施設となるビーチ及び広場は次に掲げるとおりとする。

名 称	所 在 地	備 考
波の上ビーチ	那覇市若狭1丁目及びその地先	別添図のとおり
波の上ビーチ広場	那覇市若狭1丁目25番	別添図のとおり

### (有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、平成28年4月1日から1年間とし、本協定終了日の30日以前に両当事者が別段の意思表示をしない場合は、本協定は同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

### (協力内容)

第4条 甲及び乙は次の各号に定める事項について、互いに連携協力するものとする。

- (1) ビーチ及び広場の巡視
- (2) ビーチ及び広場の利用者及び市民からの要望等
- (3) ビーチ及び広場の救急救命作業の連携
- (4) ビーチ及び広場の一部施設の共同使用
- (5) その他連携協力に寄与する事項

2 前各号に掲げる連携協力の詳細は、別紙細目協定に定めるものとする。

(情報の共有)

第5条 前条各号の連携協力にあたり、甲及び乙は情報交換のため、それぞれの指定管理者を含め、情報交換会年2回程度とし、必要に応じ適宜開催し、情報を共有するものとする。

但し、甲乙が指定管理者を指定しない場合はその限りではない。

(指定管理者への周知)

第6条 本協定書について、甲及び乙は各指定管理者との協定書へ条項を設ける。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項、疑義を生じた事項については、甲及び乙はともに誠意をもって協議、解決するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を有する。

平成 27年 3月 31日

甲 沖縄県那覇市通堂町2番1号  
那覇港管理組合  
管理者 翁長 雄志

乙 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
那覇市長 城間 幹子

## 細 目 協 定

連携協力に関する協定書第4条第2項に規定する細目協定については、次のとおり規定する。

(ビーチ及び広場の安心安全巡視の実施)

第1条 甲及び乙は、毎月1回程度、安心安全巡視を共同で主催し実施する。

(ビーチ及び広場利用者からの要望等対応)

第2条 甲及び乙は、要望等の内容を共有し適切な対応に努める。

(ビーチ及び広場の救急救命作業の連携)

第3条 甲及び乙は、ビーチ及び広場の救急救命活動に連携してあたる。

(ビーチ及び広場一部施設の共同使用)

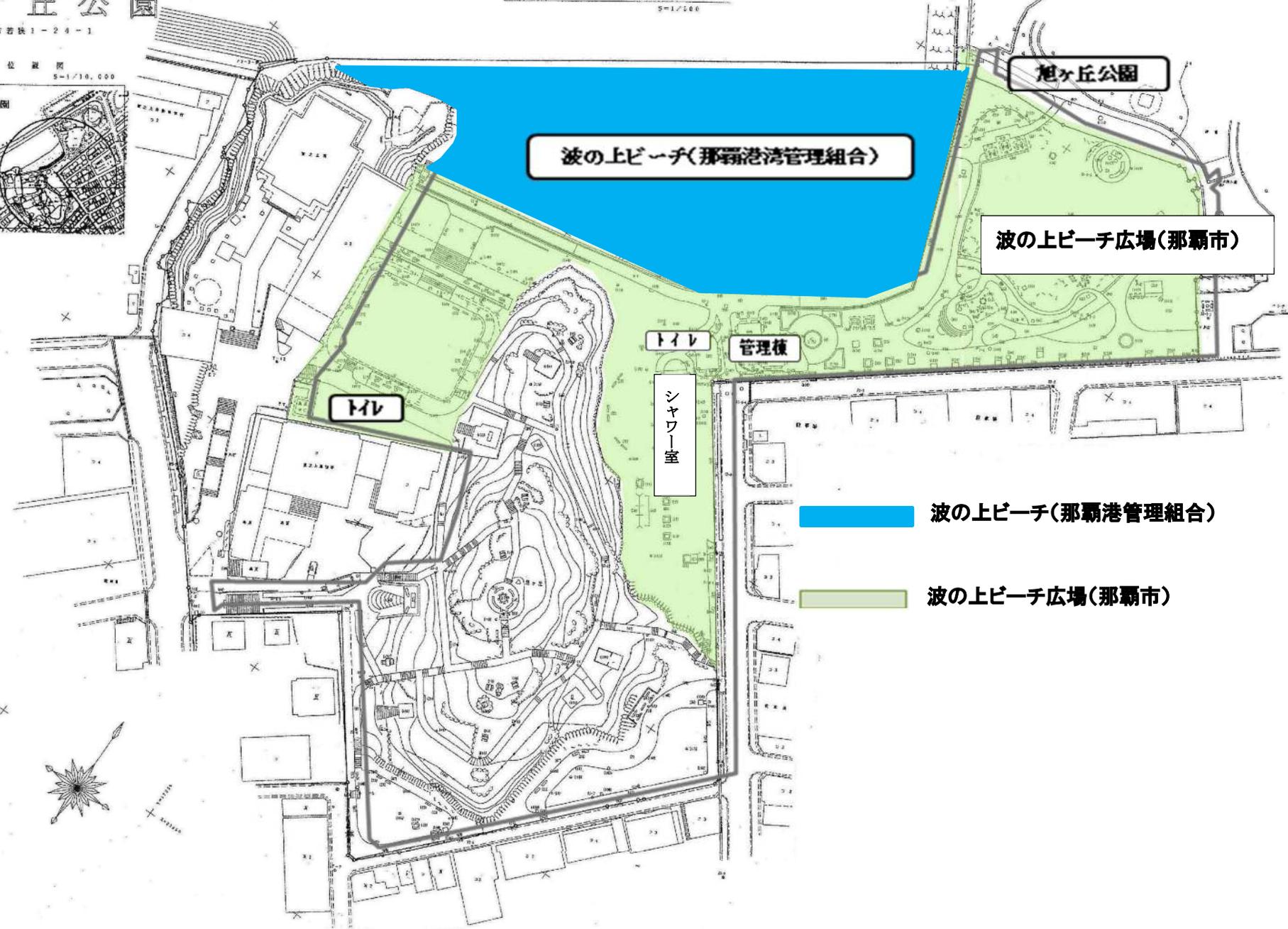
第4条 甲乙所有の施設については、利用者のサービス向上を図る為に必要に応じて相互に使用する事を認める。

# 旭ヶ丘公園

那覇市若狭1-24-1

## 施設平面図

5=1/200



旭ヶ丘公園

波の上ビーチ(那覇港湾管理組合)

波の上ビーチ広場(那覇市)

トイレ

管理棟

トイレ

シャワー室

波の上ビーチ(那覇港湾管理組合)

波の上ビーチ広場(那覇市)

**○那覇港管理組合港湾施設使用等に関する文書の様式を定める規則（抜粋）**

（那覇港管理組合港湾施設管理条例の文書の様式）

第 7 条 条例第29条第 2 項に規定する身分を示す証票の様式、条例第26条の 2 第 2 項の規定による指定管理者の指定に係る申請書及び条例第27条の 3 第 2 項の規定による利用料金の承認に係る申請書は、次の表のとおりとする。

文書名	様式
管理受託調査員証	第22号様式
指定管理者指定申請書	第22号様式の 1
利用料金承認申請書	第22号様式の 2

第 22 号様式(第7条関係) 省略

第 22 号様式の 1 (第 7 条関係)

年 月 日

那覇港管理組合管理者 殿

申請者 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者氏名

印

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

港湾施設の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、那覇港管理組合港湾施設管理条例第 26 条の 2 第 1 項の規定により申請します。

1 施設名

2 添付書類

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）
- (3) 管理業務に係る事業計画書及び収支計算書
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、損益計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

（日本工業規格 A 列 4 判）

第 22 号様式の(第7条関係)

年 月 日

那覇港管理組合管理者 殿

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者氏名

印

利 用 料 金 承 認 申 請 書

那覇港管理組合港湾施設管理条例第27条の3第2項の規定により、利用料金の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設名
- 2 利用料金の額
- 3 利用料金算定の根拠・理由等
- 4 添付書類

(日本工業規格A列4判)

## 【その他関係法令等】

## ○地方自治法（抜粋）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

- 1 0 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 1 1 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

### ○地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## ○暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

## ○那覇港管理組合文書取扱規程（抜粋）

（文書の保存年限）

第 48 条 文書の保存年限の種別は、次の 4 種とする。

第 1 種 永年保存

第 2 種 10 年保存

第 3 種 5 年保存

第 4 種 1 年保存

2 前項の規定による保存年限の基準は、おおむね次に掲げるとおりとする。

（1） 第 1 種に属するもの

ア 条例、規則その他例規の原本文書

イ 重要な事業計画及びその実施に関する文書

ウ 議会の会議録、議決書等重要文書

エ 国、県の令達その他で特に重要な文書

オ 訴願、訴訟及び異議の申立てに関する重要な文書

カ 重要な契約書

キ 任免、賞罰に関する重要文書

ク 財産、公の施設及び起債に関する重要文書

- ケ 事務引継に関する重要文書
- コ その他重要で永年保存の必要があると認める文書
- (2) 第2種に属するもの
  - ア 金銭の支払に関する証拠書類
  - イ 行政執行上必要な統計資料
  - ウ その他10年保存の必要があると認める文書
- (3) 第3種に属するもの
  - ア 主な行政事務の施策に関する文書
  - イ 行政執行上参考となる統計資料
  - ウ 各種公課に関する文書
  - エ 金銭出納に関する文書
  - オ その他5年保存の必要があると認める文書
- (4) 第4種に属するもの 第1種、第2種及び第3種に属しない文書

(保存年限の決定)

第49条 起案者は、文書の保存年限の記載に際しては、法令等の定め、文書の効力、重要度、利用度、資料価値等を考慮するものとする。

2 前項の保存年限は、決裁により確定する。

3 文書主任は、前項の規定により決定された文書の保存年限をファイル基準表に正確に記載しなければならない。

(保存年限の始期)

第50条 文書の保存年限は、その文書が完結した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算する。ただし、暦年文書は、その完結した日の属する年の翌年の1月1日から起算する。

## ○那覇港管理組合個人情報保護条例（抜粋）

(委託等に関する措置)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行うこととされた指定管理者は、当該委託を受けた事務又は公の施設の管理業務を行う場合は、個

個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。委託等に関する措置

(従事者の義務)

第 10 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第 2 項の委託を受けた事務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### ○那覇港管理組合契約規則（抜粋）

(一般競争入札参加の制限)

第 11 条 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後 2 か年間一般競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 施行令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定による一般競争入札に参加する者の必要な資格は、管理者が別に定める。